

## 委員会内規抜粋版

(委員会内規雑型)

### ・・・委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が定める委員会規程第10条に基づき、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この委員会の名称を・・・委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員会の目的)

第3条 この委員会は・・・(のために)・・・を行う。

(委員会の任務)

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1)

(2)

(3)

・

・

・

(委員会の組織)

第5条 委員長及び委員等、委員会の組織は、委員会規程第5条による。

(委員の選任及び委嘱)

第6条 委員の選任及び委嘱は、委員会規程第6条による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委員会規程第7条による。

(委員会の招集及び議事)

第8条 委員会の招集及び議事は、委員会規程第8条による。

(議事の周知)

第9条 議事の周知は、委員会規程第9条による。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、中央事務局に置く。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この内規は、2014年10月31日から施行する。

### 企画・広報委員会

第3条 この委員会は、本会の活動に関する企画、広報及び調査を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会の広報に関すること。
- (2) ホームページに関すること。
- (3) 本会要覧の発行に関すること。
- (4) 本会会員統計の発行に関すること。
- (5) 重複雑誌交換事業に関すること。
- (6) 前第1号から第5号の事業を実施するためのワーキンググループに関すること。
- (7) その他、企画・広報に関すること。

附 則

この内規は、2016年5月26日から施行する。

### **機関誌「医学図書館」編集委員会**

第3条 この委員会は、機関誌の編集及び発行に関する事務を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「医学図書館誌編集の手引」に基づいた機関誌の編集及び発行に関すること。
- (2) 中央事務局責任編集の「協会ニュース」の機関誌への掲載に関すること。
- (3) ホームページ等による読者への広報と執筆者の開拓に関すること。
- (4) その他、機関誌の編集及び発行に関すること。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

### **出版委員会**

第3条 この委員会は、機関誌を除く本会出版物の編集及び発行に関する事務を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 出版物の企画・立案に関すること。
- (2) 委員会外からの出版企画に関すること。
- (3) 前2号に掲げる出版物の編集及び発行に関すること。
- (4) 執筆者、製作請負業者等、関係者との連絡、調整に関すること。
- (5) その他、出版に関すること。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

### **雑誌委員会**

第3条 この委員会は、安定的かつ効率的な学術情報の流通と収集を図るため、雑誌・電子ジャーナル等のコンソーシアム事業の推進を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電子ジャーナルコンソーシアムに関すること。
- (2) 雑誌及び電子ジャーナル等の学術情報流通に関すること。
- (3) 雑誌に係る関連諸団体・機関との連携に関すること。
- (4) その他、雑誌・電子ジャーナルに関すること。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

この内規は、2015年8月1日から施行する。

## **教育・研究委員会**

第3条 この委員会は、医学図書館員の育成及び資質向上のため、必要な研究会、研修会、講演会の開催等、教育・研究に関する普及活動並びにその助成を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医学図書館員基礎研修会に関すること。
- (2) 医学図書館研究会・継続教育コースに関すること。
- (3) JMLA コア研修に関すること。
- (4) JMLA 学術集会に関すること。
- (5) JMLA-CE コースに関すること。
- (6) 認定資格に係る教育・研究活動に関すること。
- (7) 教育・研究活動の助成に関すること。
- (8) 海外研修の助成に関すること。
- (9) 前第3号及び第4号の事業を実施するためのワーキンググループに関すること。
- (10) 本会が参画する他団体の研究会、研修会の開催及びシンポジウム参加等に関すること。
- (11) その他、教育・研究活動に関すること。

### 附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

この内規は、2015年8月1日から施行する。

## **医療・健康情報委員会**

第3条 この委員会は、あらゆる館種の図書館に対して、医療・健康情報サービスに必要な支援を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 図書館における医療・健康情報サービス向上の支援に関すること。
- (2) 図書館員向け研修会の企画及び実施に関すること。
- (3) 研修担当者の育成及び教育に関すること。
- (4) 医療・健康情報ワーキンググループに関すること。
- (5) その他、医療・健康情報サービスに関すること。

### 附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

この内規は、2014年10月31日から施行する。

## **認定資格運営委員会**

第3条 この委員会は、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格（以下「認定資格」という。）制度の運営及び維持・発展に関する活動を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 認定資格の申請募集に関すること。
- (2) 認定資格の審査に関すること。
- (3) 認定資格の広報に関すること。
- (4) 教育・研究に係る事業との連携に関すること。
- (5) 認定資格事業の評価に関すること。
- (6) その他、認定資格事業に関すること。

### 附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

### **受託事業委員会**

第3条 この委員会は、本会の社会（学術）貢献、会員の資質向上、財政への寄与を図るために、調査・研究等の受託事業を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診療ガイドライン作成支援に関すること。
- (2) その他、他団体から受託した調査、研究、報告に関すること。
- (3) 前第1号及び第2号の事業を実施するためのワーキンググループ又は調査・研究員に関すること。
- (4) 委託団体等との連携、交渉、調整に関すること。
- (5) 他委員会との連携に関すること。
- (6) 受託事業担当者の育成、教育、研修に関すること。
- (7) その他、受託事業の推進に関すること。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

この内規は、2014年10月31日から施行する。

### **協会賞・奨励賞選考委員会**

第3条 この委員会は、協会賞及び奨励賞授賞候補者の理事会推薦を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 授賞候補業績の選考に関すること。
- (2) 授賞候補者の決定に関すること。
- (3) 選考結果の理事会への報告に関すること。
- (4) その他、両賞の選考に関すること。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

### **国際交流委員会**

第3条 この委員会は、国際交流に関する企画、運営を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進に関すること。
- (2) その他、国際交流に関すること。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

### **組織・制度委員会**

第3条 この委員会は、本会の組織及び制度に関する事項について、答申を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款、細則、規程等、諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 理事会から付託される事項に関すること。
- (3) その他、組織・制度に関すること。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

### **総会組織委員会**

第3条 この委員会は、総会の企画・運営を行う。

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会の企画・運営に関する事。
- (2) 総会実行委員会に関する事。
- (3) 総会経費等に関する事。
- (4) 総会会場における展示会の企画に関する事。
- (5) その他、総会に関する事。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

この内規は、2014年10月31日から施行する。

## **部会に関する内規**

(目的)

第1条 この内規は、部会に関し、必要な事項を定める。

(部会の目的及び事業)

第2条 部会は、本会の事業の範囲内で特定主題に係る活動を行う。

(設立)

第3条 部会は、理事会の議を経て設立することができる。

2 部会を設立するグループの代表者は、別に定める申請書を中央事務局に申請するものとする。

(構成・運営)

第4条 部会は、正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人で構成する。

2 部会は、幹事を定め、部会員名簿、運営等に関する事項を理事会に報告するものとする。

3 部会の運営に要する経費については、あらかじめ定められた予算の範囲内で処理しなければならない。

4 研修会等、部会独自の事業に必要な経費は、本会予算のほか、参加費を徴収して充てることのできる。

5 部会の主催する研修会等の事業には、会員以外の者の参加を認めることができる。

(部会事務)

第5条 部会事務は、幹事のうちから互選された連絡責任者がその任に当たる。

(報告)

第6条 部会は、運営等に関する事項の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成20年10月16日から施行する。

この内規は、平成25年8月9日から施行する。

この内規は、2014年10月31日から施行する。

## 他機関との協力に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、定款第5条第6号の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業等の推進に関し、必要な事項を定める。

(協力の種類及び範囲)

第2条 協力の種類は、共催、協賛又は後援のいずれかとする。

- 2 共催とは、本会を含む複数の機関が開催主体となり、共同でその催しを開催する場合をいう。
- 3 協賛とは、開催主体となる他機関の事業に協力し、本会が何らかの負担を伴う場合をいう。
- 4 後援とは、開催主体となる他機関の事業に名義上の協力を行い、負担を伴わない場合をいう。
- 5 実質的には後援であっても、協賛とすることができる。

(所管)

第3条 事業協力に係る窓口は、中央事務局とし、協力の諾否及び協力の種類については、理事会の議を経て会長が決定する。

(申込み手続)

第4条 事業協力を依頼しようとする者は、別紙様式により提出するものとする。

(報告)

第5条 申込者は、事業終了後、速やかに報告書を提出しなければならない。その様式は、自由とする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成20年10月16日から施行する。

この内規は、平成25年8月9日から施行する。

---

(事業協力申込書様式：A4判に以下の内容と同順であればレイアウトにはこだわりません。)

年 月 日

## 事業協力申込書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会  
会 長 殿

申込者 印  
代表者  
所在地 〒

下記の事業について、貴会との協力（共催、協賛、後援）を申し込みます。

### 記

協力事業の目的及び概要（企画書等、参考書類を添付してください。）

申込み責任者氏名（フリガナ）

連絡先所在地、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス

特記事項（経費、人員、その他の負担を依頼する場合の具体的依頼内容等）

本申込書に記載された情報は、本会の事業目的以外に使用しません。

---

## 謝金に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が、会員及び非会員に支払う謝金に関し、必要な事項を定める。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) JMLA コア研修講師等の謝金
- (2) JMLA 学術集会講師等の謝金
- (3) JMLA-CE コース講師等の謝金
- (4) 評議員又は委員会委員の非会員謝金
- (5) 刊行物の執筆謝金

(源泉税の徴収)

第3条 源泉税の徴収等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人に支払う謝金は、源泉税を徴収する。
- (2) 源泉税は、外税として扱う。

(講師の謝金)

第4条 講師等の謝金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) JMLA コア研修及び JMLA 学術集会の基調講演講師、JMLA-CE コース講師の謝金は、10,000 円（会員）、又は 20,000 円（非会員）とする。

- (2) JMLA コア研修講師の謝金は、5,000 円（会員）、又は 10,000 円（非会員）とする。
- (3) 関連団体が主催し、本会が協賛又は後援するフォーラム等で、会員に発表又は座長等を依頼する場合の謝金は、その担当時間等に応じて 5,000 円から 10,000 円の範囲とする。ただし、主催団体から支払われる場合は、該当しないものとする。
- (4) その他の講師等の謝金については、前第 1 号から第 3 号に準じる。
- (5) その他、謝金が都合により特定できない場合は、会長又は専務理事の決裁による。  
(非会員謝金)

第 5 条 非会員の見識者に評議員又は委員会委員を委嘱した場合の謝金は、評議員会又は委員会出席 1 回につき 20,000 円以内とする。

2 旅費規程第 7 条にしたがって、旅費を支払うこととする。

(機関誌の執筆謝金)

第 6 条 機関誌「医学図書館」の執筆謝金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員の執筆については、依頼したものであっても謝金は支払わない。
- (2) 非会員に、論文、レビュー又は解説等の執筆を依頼した場合は、1 件 5,000 円とする。
- (3) 非会員に、エッセイその他の記事の執筆を依頼した場合は、1 件 3,000 円とする。
- (4) 前第 2 号及び第 3 号は、共同執筆であっても 1 件とする。
- (5) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。

(単行書の執筆謝金)

第 7 条 単行書の執筆謝金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員及び非会員ともに、1 冊 50,000 円以内とする。
- (2) 共著の場合も同額とする。
- (3) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。

(源泉税納付の手続)

第 8 条 謝金を支払う場合の手続は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 支払者は、支払額、支払を受ける者及びその住所を中央事務局に連絡する。
- (2) 中央事務局は、源泉税額を税務署に納付する。

(改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

## 附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 23 日から施行する。

この内規は、平成 16 年 11 月 12 日から施行する。

この内規は、平成 19 年 4 月 20 日から施行する。

この内規は、平成 19 年 10 月 26 日から施行する。

この内規は、平成 25 年 8 月 9 日から施行する。

## 受託事業作業費に関する内規

(目的)

第 1 条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）会員及び非会員に支払う受託事業作業費に関し、必要な事項を定める。

(作業の種類)

第 2 条 作業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 診療ガイドライン作成のための文献検索作業（以下「ガイドライン作業」という。）
- (2) 他団体から受託した調査・研究・報告等作業（以下「調査作業」という。）



(作業費の算定基準)

第3条 作業費の算定基準は、次のとおりとする。

(1) ガイドライン作業費

当該年度に1名又は1グループ当たり、1クリニカルクエスト(CQ)につき1,000円とし、分担件数に応じて支給するものとする。ただし、リーダーには、1ガイドラインにつき、10,000円のリーダー経費を支給するものとする。

(2) 調査作業費

各調査担当者に、受託額の5%を支給するものとする。ただし、調査作業費の総額は、受託額を上回ることはできない。

(源泉税の徴収)

第4条 作業費は、源泉税を徴収するものとする。

2 源泉税は、外税として扱う。

(源泉税納付の手続)

第5条 作業費を支払う場合、中央事務局は、源泉税を税務署に納付するものとする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成25年4月17日から施行する。

## 刊行物保管に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会(以下「本会」という。)の刊行物の保管に関し、必要な事項を定める。

(刊行物の種類)

第2条 刊行物の種類は、有償・無償、媒体種別にかかわらず、発行者に本会名の入った全ての刊行物をいう。

(保管部数及び保管年数)

第3条 全ての刊行物を2部ずつ永久に保管することとし、それぞれについての保管部数及び保管年数を以下のとおり定める。

2 機関誌「医学図書館」は、当年度分を20部、発行後2年を経たものは5部保管するものとする。

3 「会員統計」、「総会会議録」、「要覧」、「会員名簿」、「JMLA 相互利用便覧」等は、当年度分を20部保管するものとする。

4 本会主催の「研修会テキスト」等は、当年度分を5部保管するものとする。

5 その他の有償刊行物は、刊行後3年以内のものは作成全部数を保管し、4年以上を経たものは5部を保管するものとする。ただし、中央事務局長の判断による若干の保管部数の変更を認めるものとする。

(利用制限)

第4条 保管刊行物の持ち出しは、中央事務局長の許可を経なければならない。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成17年4月22日から施行する。

この内規は、平成25年8月9日から施行する。

## 相互利用規約

平成15年11月20日制定  
平成25年8月9日改定

- 1 正会員A、B及び協力会員は、所蔵資料の相互利用（以下「相互利用」という。）を行う。
- 2 相互利用は、閲覧、複写、貸借とし、この利用は正会員A、B及び協力会員の好意と特典であるが、権利ではない。
- 3 相互利用の実務は、本会が発行する「相互利用マニュアル」に基づいて行う。
- 4 相互利用は、原則として複写をもって行う。
- 5 原本を貸借する場合は、以下の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 荷造りを厳重にする等、輸送途中の事故を防ぐために必要な配慮をする。
  - (2) 借用期間は、現品発送の日から、返納到着の日を含め20日以内とする。
  - (3) 借用期間の延期を希望するときは、期限前にその旨を申し込む。
  - (4) 貸借又は借用期間の延期が認められないときは、直ちに返送する。
  - (5) 借用期間中といえども返納を求められたときは、直ちに返送する。
  - (6) 貸借の図書は、貸出館から発送して返送を受けるまでの間に、借受け館において一切の責任を負う。
- 6 相互利用に伴う諸経費は、全て借受け館の負担とする。

## アンケート調査実施に関する申合せ

(本会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >  
「アンケート調査アーカイブ」参照)

## アンケート調査結果の保存・公開に関する要領

(本会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >  
「アンケート調査アーカイブ」参照)

## 医学図書館員基礎研修会実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル

(本会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >  
「医学図書館員基礎研修会実行委員会 関連資料」参照)

## 医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル

(本会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >  
「医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 関連資料」参照)

## 病院部会運営に関する申合せ

(本会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「病院部会」 > 「部会について」 参照)